

長崎県建設工事電子入札実施要綱

制 定 平成 18 年 1 月 5 日 17 監 第 4 2 6 号
最終改正 平成 28 年 3 月 29 日 27 建企第 640 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続に関して必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 この要綱に定める電子入札の対象は、関係部及びその関係部が所管する地方機関（振興局を含む。以下「関係部等」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）のうち競争入札に付するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 5 条に規定する特定調達契約及び国からの受託事業に係る競争入札並びに関係部等における競争参加資格委員会又は指名委員会で電子入札によらないこととした競争入札は対象としない。

(電子入札に使用できる IC カード)

第 3 条 契約担任者又はその者の委任を受けた者（以下「契約担任者等」という。）が電子入札において使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明書を格納したものとする。

2 入札に参加しようとする者及び入札参加者（以下「入札参加者等」という。）が電子入札に使用する IC カードは、次の各号を全て満たし、かつ、次条第 1 項に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

(1) 認定認証事業者が発行するものであること。

(2) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

(3) 長崎県建設工事入札参加者格付要綱（以下「参加者格付要綱」という。）に基づく入札参加資格名簿（格付表）（以下「格付表」という。）に登載された代表者又は受任者（年間委任を受けたものに限る。以下「代表者等」という。）の名義で取得したものであること。

(4) 落札決定日までにおいて有効な IC カードであること。

3 IC カードを使用して行われた入札手続は全て当該 IC カード名義人が行ったものと見なすので、IC カード名義人は IC カードを厳重に管理しなければならない。

4 入札手続中であっても、「企業名称」又は「IC カード名義人である代表者等」に変更が生じたこと等による IC カードの失効又は閉塞等した時点以降、当該 IC カードによる入札参加は認めない。

なお、閉塞等の場合にあつては、同一名義の他の有効な IC カードを使用することにより引き続き当該電子入札を行うことができる。

また、入札参加者等は、このような事態に備えて、代表者等の同一名義による IC カードを複数枚利用者登録することを推奨する。

(利用者登録)

第 4 条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札参加申請書（様式第 1 号）により登録番号の交付を受けたうえで、前条第 2 項第 1 号から第 4 号の規定を満たす IC カードを使用して電子入札システムによる利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者等は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、直ちに

電子入札システムによる利用者登録変更をしなければならない。

- 3 前項の場合において、変更する事項が参加者格付要綱第6条に該当する場合は、参加者格付要綱第6条に定める変更届を提出するとともに、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、再度第1項に規定する手続きを行わなければならない。
- 4 前2項に規定する変更手続きを行わず、事実と異なる利用者登録情報により行った入札は無効となることがある。

(特定建設工事共同企業体における特例)

- 第5条 入札参加者等が特定建設工事共同企業体（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領に定めるものをいう。以下同じ。）の場合は、当該企業体の代表構成員が代表者等の名義で取得し利用者登録を行ったICカードにより入札参加するものとする。
- 2 入札参加者等は、申込書等受付締切日時（入札公告に記載する申込書等の提出期限をいう。以下同じ。）までに、当該特定建設工事共同企業体の全ての構成員の代表者等から代表構成員の代表者等に対する入札に関する権限についての委任状を電子入札システムにより提出するものとする。

(入札の公告)

- 第6条 契約担任者等は、電子入札に付する入札の公告は長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。）第93条第1項に定める方法によるものとし、この場合における見積期間は、入札書受付締切日の前日から起算するものとする。
- 2 前項に規定する公告には、財務規則第93条第2項第7号の規定により下記のとおり記載するものとする。
「本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象である。」

(入札執行通知)

- 第6条の2 契約担任者等は指名競争入札を実施する場合は、財務規則第103条により入札者を指名し、入札書受付締切日時の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第6条に規定する期間により電子入札システムで入札執行通知をおこなうものとする。
- 2 契約担任者等は、電子入札システムにより入札執行通知を行うことが困難な場合には、書面（様式第8号）によることができるものとする。
 - 3 前2項に規定する入札執行通知には、財務規則第104条第1項及び第93条第2項第7号の規定により下記のとおり記載するものとする。
「本工事は、提出資料及び入札書等の提出について、電子入札システムを使用して行う対象である。」

(電子入札に参加できる者)

- 第7条 電子入札に参加する者は、当該入札公告に定める全ての要件を満たし、かつ、第4条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。ただし、指名競争入札にあっては、この限りではなく前条による入札執行通知書を受理した者とする。
- 2 電子入札に参加する者が特定建設工事共同企業体の場合は、当該企業体の全ての構成員が前項前段の規定を満たさなければならない。

(一般競争入札要綱の規定を準用する場合の技術的読替)

- 第7条の2 一般競争入札要綱を電子入札について準用する場合においては、以下の条文を以下のとおり読み替え及び加えるものとする。
- (1) 第3条第1項、第7条第7項、第8条第2項、第15条及び第24条第2項中「届出書」を「申込書」と読み替える。
 - (2) 第3条第1項中「届出書等」を「申込書等」と読み替える。
 - (3) 第7条第6項中「競争参加資格確認届出書（様式第6号。以下「届出書」という。）並びに第2項第4号、第5号」を「事後審査型一般競争入札参加申込書（様式第6号。」

以下「申込書」という。）」と読み替える。

- (4) 第8条第2項中「入札期日の前日」を「入札受付開始日の前日」と読み替える。
- (5) 第19条第1号中「第3順位」を「最高価格を提示したもの」と読み替える。
- (6) 第20条中「、第2号」の次に「、第4号、第5号」を加える。
- (7) 「様式第9号」を「様式第7号」と読み替える。

(案件登録)

第8条 契約担任者等は、入札公告日前又は入札執行通知日前までに、電子入札システムへの調達案件登録を行うものとする。

- 2 入札書の提出期間は、3日間(長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)であって、開札日の前日(休日を除く。)までとし、その他の手続きに係る期間等は、紙媒体を提出して行う従来の入札(以下「紙入札」という。)における取り扱いに準じて定めるものとする。
- 3 契約担任者等は、入札公告日以降又は入札執行通知日以降において、調達案件登録内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正し変更登録を行うものとする。この場合において、既に競争参加資格確認申請書、事後審査型一般競争入札参加申込書(以下「申込書等」という。)を提出した者又は入札執行通知を受理した者に対し、変更した旨をファクシミリ等により連絡するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、変更する登録内容が「品目分類」、「入札方式」、「工種区分」、「入札時VEの有無」、「落札方式」、「評価項目名称」、「工事/委託業務区分」、「受注形態」、「内訳書」及び「制限価格/調査価格」に該当する場合は、当該案件名の末尾に「当該案件は、登録錯誤につき取り消し、別途同一案件名で登録します。」と追記したうえで中止登録し、新たに案件登録するものとする。この場合において、契約担任者等は、既に申込書等を提出した者又は入札執行通知を受理した者に対し中止した旨をファクシミリ等により連絡すると共に、提出済書類については再提出を求めるものとする。

(入札参加申し込みに伴う手続)

第9条 一般競争入札の電子入札に参加しようとする者は、申込書等受付締切日時までに、電子入札システムにより、申込書等及び添付資料(当該入札の公告に定めるものをいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申込書等は、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県の機関に到達したものと見なす。この場合において、申込書等を提出した者の使用に係る電子計算機に当該申込書等の受信確認通知が表示されるため、必ず当該表示を確認しなければならない。
- 3 前項に規定する受信確認通知が表示されないときは、申込書等が適正に提出されていないため、電子入札に参加しようとする者は再度第1項に定める手続をしなければならない。
- 4 前3項の手続きを怠り、申込書等が適正に提出されなかったときは、提出されなかったものと見なす。

(添付資料等の作成等)

第10条 入札参加者等が第9条第1項に規定する添付資料、第15条第1項に規定する工事費内訳書及び第22条第1項第2号に規定する資格審査に必要な資料(以下「添付資料等」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した添付資料等を保存する電子ファイルの形式は、次表のいずれかを推奨環境とするが、発注機関が指定することのできるものとする。ただし、いずれであっても、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならない。

使用アプリケーション	保存する電子ファイル形式
Microsoft Word	Word 2010形式 以前
Microsoft Excel	Excel 2010形式 以前
その他のアプリケーション	PDF ファイル

- 2 入札参加者等は、添付資料等の電子ファイルの圧縮を行う場合は、電子入札システムに

よるものとし、他の圧縮ソフトを使用して行ってはならない。

- 3 入札参加者等は、添付資料等の電子ファイルの提出をおこなう場合は、最新のウイルス対策アプリケーションソフトにより、当該電子ファイルにウイルス感染の無いことを事前に確認しなければならない。
- 4 契約担任者等は、入札参加者等が提出した添付資料等の電子ファイルにウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧を中止し、ウイルスに感染している旨を当該入札参加者等に連絡するものとする。この場合において、完全にウイルスを駆除することができなければ、電子入札システムによる提出は認めない。
- 5 同条第1項に規定する添付資料等の電子ファイルは、前表の推奨環境にかかわらず発注機関によりファイルを開くことができるものを有効とし、発注機関によりファイルを開くことができないものは、第27条第3項第6号と見なし入札の無効とする。なお、推奨環境以外の電子ファイルの開封の保証はおこなわないものとする。

(持参又は郵送による提出の特例)

第11条 入札参加者等が提出する添付資料等が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項、第15条第1項及び第22条第1項第2号の規定にかかわらず、書面により一括して持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めない。

この場合において、予め電子入札システムにより提出する申込書等（工事費内訳書にあっては入札書）に、所定の事項を記載した紙媒体提出通知書（様式第3号）の電子ファイルを添付して提出させるものとする。

- (1) 添付資料等の電子ファイルの容量が2MBを超えるもの
 - (2) ウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
 - (3) 前2号以外のもので、契約担任者等が持参又は郵送によることを指定したもの
- 2 持参又は郵送による添付資料等の受付期限は電子入札システムによるものと同一とする。
- 3 契約担任者等は、添付資料等を受理したときは、電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

(事前審査型一般競争入札における資格確認通知)

第12条 契約担任者等は、一般競争入札要綱に定める事前審査型入札にあっては、競争参加資格確認申請書を提出した者について、一般競争入札要綱第12条に規定する資格審査を行い、電子入札システムにより、競争参加資格確認通知書を送付するものとする。

(一般競争入札における入札の不参加等)

第13条 入札参加者は、入札書受付締切日時（入札公告に記載する入札書の提出期限をいう。以下同じ。）までに入札書の提出がない場合については、入札書受付締切日時を経過した時をもって不参加とする。

- 2 入札書の提出後において、指名停止等により競争参加資格を満たさなくなった入札者がした入札は無効とする。

(指名競争入札における入札の辞退及び無効)

第13条の2 入札参加者は、入札書受付締切日時（入札執行通知書に記載する入札書の提出期限をいう。以下同じ。）までに入札書の提出がない場合については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退とみなす。

- 2 入札参加者は入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間は、入札辞退届を電子入札システムで提出できるものとする。ただし、入札書の送信後は入札辞退届の提出はできないものとする。
- 3 前項に規定する辞退届は、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県の機関に到達したものと見なす。
- 4 提出した辞退届は引き換え又は撤回することはできない。
- 5 第28条の2第1項により、紙入札へ移行した入札参加者及び、ただし書きに該当するものが入札を辞退する場合は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第

6条の2第2項に規定する入札辞退届を書面により入札書受付締切日時までに指定する場所へ持参すること。

- 6 入札書の提出後に指名基準に抵触し、指名取消しになった入札者がした入札は無効とする。

(開札日時の延期)

第14条 契約担任者等は、やむを得ない理由により、入札書の提出期限又は開札日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに変更後の入札書提出期限又は開札日時を電子入札システムにより通知するものとする。

(入札書等の提出)

第15条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付締切日時までに、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。ただし、工事費内訳書については、公告及び入札執行通知において提出を求めないこととされた場合はこの限りではない。

2 前項に規定する入札書等は、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県の機関に到達したものと見なす。この場合において、入札書等を提出した者の使用に係る電子計算機に当該入札書等の受信確認通知が表示されるため、必ず当該表示を確認しなければならない。

3 前項に規定する受信確認通知が表示されないときは、入札書等が適正に提出されていないため、入札参加者は再度第1項に定める手続きをしなければならない。

4 前3項の手続きを怠り、入札書等の提出が適正になされなかったときは不参加又は辞退と見なす。

5 提出した入札書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

6 入札参加者は、電子入札システムにより提出する場合は、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕を持って提出作業を行うとともに、入札書等の提出後に契約担任者等から発行される入札書受付票を印刷して保管するものとする。

(入札書の受付締切)

第16条 契約担任者等は、入札書受付締切日時を経過した後、速やかに入札締切通知書を発行するものとする。

(工事費内訳書の確認)

第17条 工事費内訳書の確認は、紙入札における手続きを準用する。

(予定価格等の決定)

第18条 入札執行者又は価格決定者（建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（以下「ランダム化要綱」という。）第6条に定める者をいう。以下同じ。）は、ランダム化要綱第8条から第12条の規定により、予定価格等の決定に係る手続きをしなければならない。

2 価格決定者は、前項において決定した予定価格等を電子入札システムに登録するものとする。

(開札)

第19条 入札執行者は、入札者のうち開札に立ち会いを希望するものがあるときは、立ち会わせるものとする。この場合において、当該入札者が代理人を立ち会わせるときは、立ち会いに係る委任状を提出させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県の職員を立会わせるものとする。

3 入札執行者又は入札執行補助者（以下「入札執行者等」という。）は、開札日時を経過後速やかに開札の手続を開始し、紙入札者（第28条第2項、第28条の2第2項の規定によ

り紙入札の承認を得た者及び第 28 条の 2 第 1 項中のただし書きに該当するものをいう。以下同じ。) がある場合は、予め提出された入札書を投函するものとする。

- 4 前条に規定する予定価格等の決定後において、入札執行者等は前項の入札書を開封し、その入札金額を電子入札システムに登録するものとする。
- 5 入札執行者等は、入札者のうち入札を無効とするものがあるときは、その者が提出した入札書は開封せずに登録するものとする。ただし、長崎県設計図書等交付要領（平成 27 年 3 月 2 日 26 建企第 554 号）第 9 条により無効となったものを除く。
- 6 前項までの手続を終えた後、入札執行者等は電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

（開札状況に関する情報提供）

第 20 条 入札執行者等は、開札作業に著しく時間を要する場合は、電子入札システムに作業状況を登録することにより入札者に情報提供を行うものとする。

（落札決定）

第 21 条 入札執行者等は、落札者の決定を確認したうえで、執行担当署名（第 19 条第 2 項に規定する開札に立会う県の職員（以下「立会者」という。）があるときは、当該立会者署名を含む。）を付加し、電子入札システムにより、落札者決定通知書を送付するものとする。

- 2 開札結果は、設計図書及び契約書等と一括して保管するものとする。

（落札決定の保留）

第 22 条 一般競争入札要綱に定める事後審査型入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）における落札候補者の資格審査をするときは、落札決定を保留するものとする。

- (1) 入札執行者等は、落札決定の保留を確認したうえで、執行担当署名（立会者があるときは、当該立会者署名を含む。）を付加し、電子入札システムにより、落札候補者決定通知書を送付するものとする。
 - (2) 入札執行者等は、落札候補者に対して、一般競争入札要綱第 20 条に規定する資格審査に必要な資料を電子入札システム又は持参により提出させるものとする。
 - (3) 資格審査の結果、落札者が決定したときは、前条の規定によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者等は、入札結果に不自然さが見られる等の理由により落札決定を保留する必要があるときは、電子入札システムにより、保留通知書にその理由を記したうえで、入札者に送付するものとする。

（くじ引きによる落札者等の決定）

第 23 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、直ちに電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子くじによる手続きが困難な場合は、契約担任者等は、くじを引くことになった者に対し、くじ引きの日時、場所及び代理人がくじを引くときは委任状を持参すること並びに当日くじ引きに参加しなければ当該入札事務に直接関係ない職員が代わりにくじを引くことをファクシミリ等により連絡するものとする。
- 3 くじ引きを実施して落札者を決定したときは、第 21 条の規定による。
- 4 前 3 項の規定は、事後審査型一般競争入札にあつては、落札候補者、次順位者又は次々順位者（以下「落札候補者等」という。）となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合に準用する。

この場合において、これらの規定中「落札」とあるのは「落札候補等」と、「落札者」とあるのは「落札候補者等」と、「第 21 条」とあるのは「第 22 条」と読み替える。

（入札の打ち切り）

第 24 条 入札の執行回数は 1 回とし、落札者（事後審査型一般競争入札にあつては、落札候補者）がないときは入札を打ち切るものとする。

- 2 入札執行者等は、入札の打ち切りを確認したうえで、執行担当署名（立会者があるときは、当該立会者署名を含む。）を付加し、入札者に対し電子入札システムにより取り止め通

知書を送付するものとする。

3 取り止め通知書を送付した後は、第21条第2項の規定を準用する。

(契約の相手方)

第25条 契約の相手方は、入札に使用したICカードの名義人とする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合には、当該特定建設工事共同企業体を構成する全ての構成員とする。

(開札結果の公表)

第26条 開札結果の公表については、当分の間、従前の方法による。

(入札の無効)

第27条 電子入札による場合において、以下の各項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

1 長崎県財務規則第100条に該当するもの。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印(電子入札にあっては、入札金額、入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書)がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項が確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

2 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第3条第1項第8号及び長崎県建設工事の指名基準第11条に該当するもの。

- (1) 入札参加者間に一定の系列関係があると認められたとき。

3 本要綱等によるもの。

- (1) 入札者が契約担任者の承認を得ずに紙入札をしたとき。ただし指名競争入札にあってはこの限りではない。
- (2) 紙入札者又はその代理人が開札に立ち会わないとき。
- (3) ICカードを不正使用したとき。
- (4) 申込書を適切に提出していないとき。
- (5) その他電子入札に関する入札条件に違反して入札したとき。
- (6) 入札者が入札公告に定める添付資料及び工事費内訳書の提出をしないとき。
- (7) 入札説明書の交付を公告又は入札執行通知に示す期間内及び方法により受けていない場合。

(一般競争入札における紙入札の特例)

第28条 第4条第1項に規定する利用者登録した者が紙入札へ移行することについて承認を得ようとする場合は、入札公告に掲げる申込書等受付締切日時(電子入札システムにより既に申込書等の提出を行った者が、入札書等の提出を紙入札へ移行して行うことについて承認を得ようとする場合は、入札書等受付締切日時)の前日から起算して休日を除く3日前(ただし、次項第1号に係る変更事実の発生日が3日前に満たない場合等はこの限りではない。)までに、紙入札承認申請書(様式第4号)に次項第1号に定める事実を証する書類を付して、契約担任者等の承認を得なければならない。

2 契約担任者等は、前項の規定により紙入札承認申請書が提出され、次に掲げる場合に限り、申込書等受付締切日時(入札書の提出に係るもの)にあっては入札書等受付締切日時の休日を除く2日前(前項のただし書の場合を除く。)までに、次項に規定する条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。

- (1) 入札参加者等が使用する利用者登録したＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「ＩＣカード名義人氏名」に変更が生じたことによる再発行の申請（準備）中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカード情報のうち「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。
- 3 契約担任者等は、紙入札を承認する場合は、原則として入札に関する必要事項は紙入札におけるものと同様とするが、紙入札承認通知書（様式第５号）により次の各号の条件を付すものとし、第１号の規定にかかわらず、紙入札承認申請書が提出されるまでに電子入札システムにより提出した申込書等及び添付資料の電子ファイルがあるときは、有効なものとして取り扱う。
- (1) 申込書等及び添付資料は、入札公告に掲げる申込書等受付締切日時までに、指定する場所へ持参すること。
- (2) 入札書を封かんした入札用封筒及び工事費内訳書（提出を求めている場合はこの限りではない。）を工事番号、工事名及び開札日並びに入札参加者の商号又は名称及び代表者等名を表記した封筒に封かんのうえ、入札公告に掲げる入札書受付締切日時までに、指定する場所へ持参すること。
- (3) 第３条第２項第３号における代表者等により入札を行い、代理人による入札は認めないものとする。
- (4) 入札書は、本要綱の様式第９号（その１又はその２）によるものとする。
- (5) 紙入札者は、当該入札の開札に立ち会わなければならないこと。
- (6) 県の職員が、開札時において、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに登録すること。
- (7) 提出期間内に提出しなかった者は、入札の不参加とすること。
- (8) 本通知により紙入札の承認を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。
- 4 契約担任者等は、紙入札を承認した場合は、電子入札システムにより紙入札業者登録を行うものとする。
- 5 契約担任者等は、紙入札者が提出した入札書等は厳重に保管するものとし、開札まで開封してはならない。

（指名競争入札における紙入札の特例）

- 第２８条の２ 第４条第１項に規定する利用者登録した者が、前条第２項第１号及び次項第１号の場合において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする場合は、入札執行通知に掲げる入札書等受付締切日時の前日から起算して休日を除く３日前（ただし、前条第２項第１号に係る変更事実の発生日が３日前に満たない場合等はこの限りではない。）までに、紙入札承認申請書（様式第４号）により契約担任者等の承認を得なければならない。ただし、第４条第１項に規定する利用者登録等の準備中で電子入札の手続きに間に合わないときはこの限りではない。なお、前条第２項第１号により紙入札承認申請書を提出する場合は、事実を証する書類を付して申請するものとする。
- 2 契約担任者等は、前項の規定により紙入札承認申請書が提出された場合において、前条第２項第１号及び以下の第１号のときは、入札書等受付締切日時の休日を除く２日前（前項前段のただし書きの場合を除く。）までに、前条第３項の各号に規定する条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。この場合においては、前条第３項第１号を削除する。また、第２号中の「入札公告」を「入札執行通知」に、第３号中「第３条第２項第３号における代表者等」を「直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）」に読み替える。さらに、第７号中「不参加とする」とあるのは「辞退とみなす」に読み替える。
- (1) ＩＣカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、ＩＣカードの再発行申請（準備）中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。
- 3 契約担当者等の紙入札の承認以降の取り扱いについては、前条第４項及び第５項によるものとする。

(特定建設工事共同企業体での委任状の紙提出における特例)

第 28 条の 3 第 4 条第 1 項に規定する利用者登録した特定建設工事共同企業体のその他の構成員が電子入札システムにより委任状の提出ができない場合等においては、代表構成員が持参または郵送により提出するものとする。

(紙入札から電子入札への移行)

第 28 条の 4 第 28 条及び第 28 条の 2 により紙入札で参加を行った者は、案件途中からの電子入札への移行を行うことは認めないものとする。

(通信障害等による特例)

第 29 条 契約担任者等は、県の機関の使用に係る電子計算機における障害若しくは広域的停電又は通信事業者に起因する広域的通信障害により、複数の入札参加者等が電子入札を行うことが困難と判明した場合は、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、申込書等又は入札書受付締切日時若しくは開札日時の延長、又は紙入札への移行を指示する等必要な処置を講じるものとする。

2 前項に規定する障害の発生及び復旧状況等については、長崎県土木部電子入札ホームページにおいて情報提供を行うものとする。

(電子入札における帳票)

第 30 条 電子入札による場合は、電子入札システムにより印刷された帳票を、長崎県財務規則、長崎県工事執行規則及び一般競争入札要綱に規定する様式と見なす。この場合において、電子入札システムによる入札結果を印刷した書面に入札執行者(第 19 条第 2 項に該当するときは、立会者を含む。)が押印したものを財務規則第 43 条別表第 6 工事請負費の欄に定める支出負担行為に必要なおもな書類である入札書と見なし、紙入札者があるときは、併せて提出した入札書(開札に代理人が立ち会う場合の立ち会い及びくじ引きに係わる委任状を含む。)を保管するものとする。

(補則)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、関係部が実施する電子入札及びこれに関する一連の手続の運用に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。(平成 18 年 1 月 5 日 17 監第 426 号)

本要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。(平成 19 年 3 月 20 日 18 監第 629 号)

本要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。(平成 20 年 3 月 5 日 19 建企第 601 号)

本要綱は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。(平成 20 年 7 月 4 日 20 建企第 250 号)

本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、第 7 条の 2 第 1 項第 4 号については、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。(平成 21 年 2 月 26 日 20 建企第 768 号)

本要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。(平成 21 年 4 月 24 日 21 建企第 81 号)

本要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。(平成 21 年 9 月 18 日 21 建企第 378 号)

本要綱は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。(平成 21 年 12 月 4 日 21 建企第 537 号)

本要綱は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。(平成 22 年 12 月 13 日 22 建企第 489 号)

本要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。(平成 23 年 12 月 2 日 23 建企第 431 号)

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(平成 25 年 3 月 29 日 24 建企第 642 号)

本要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。(平成 25 年 5 月 21 日 25 建企第 108 号)

本要綱は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。(平成 25 年 12 月 3 日 25 建企第 456 号)

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 31 日 25 建企第 638 号)

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 31 日 26 建企第 626 号)

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 3 月 29 日 27 建企第 640 号)

様式第1号（第4条関係）

（ 新規 ・ 変更 ）

電子入札参加申請書

長崎県知事 様

印

長崎県が電子入札に付する入札案件について
下記の名義人のICカードを使用して入札参加したいので申請します。

記

申請事項（長崎県電子入札システムに登録するICカードの名義人）

No 1	営業所名	
	役職／氏名	
	郵便番号	
	住所	
No 2	営業所名	
	役職／氏名	
	郵便番号	
	住所	
No 3	営業所名	
	役職／氏名	
	郵便番号	
	住所	
No 4	営業所名	
	役職／氏名	
	郵便番号	
	住所	
No 5	営業所名	
	役職／氏名	
	郵便番号	
	住所	

申請者（本社）

会社名			
工事／業務区分			
大臣許可／知事許可			
許可番号			
連絡先氏名		連絡先電話番号	

紙媒体提出通知書

年 月 日

契約担任者 様

（提出者）

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記案件について、添付資料等を書面により提出します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 提出書類名及び提出日
 - (1) 提出書類名
 - (2) 提 出 日

（注意事項）

- 1 提出書類名には、工事費内訳書又は添付資料（全ての提出書類の名称を記入する。）の別を記入すること。
- 2 郵送の場合の提出日は発送日を記入すること。

紙入札承認申請書

年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記案件について、長崎県電子入札システムによる入札参加ができないため、紙入札による入札参加を申請します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 電子入札システムによる入札参加ができない理由
- 3 添付資料の種類
(例示：電子入札証明書申請書の写し又は商業登記簿変更申請書の写し等)

紙入札承認申請書

年 月 日

契約担任者 様

共同企業体の名称
代表構成員の住所、
商号・名称及び
代 表 者 名

印

その他の構成員の
住所、商号・名称
及 び 代 表 者 名

印

下記案件について、長崎県電子入札システムによる入札参加ができないため、紙入札による入札参加を申請します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 電子入札システムによる入札参加ができない理由
- 3 添付資料の種類
(例示：電子入札証明書申請書の写し又は商業登記簿変更申請書の写し等)

紙入札（承認・不承認）通知書

年 月 日

商号又は名称
代 表 者 名

契約担任者 印

申請があった（工事番号及び工事名）に係る紙入札による入札参加申請については、

☐ 下記の条件を付して紙入札による入札参加を承認します。

（遵守事項）

- 1 事後審査型一般競争入札参加申込書及び添付資料は、入札公告に掲げる事後審査型一般競争入札参加申込書等の提出期間内に、入札公告に記載の入札等担当部局に示す場所へ持参すること。
- 2 入札書を封入した入札書用封筒及び工事費内訳書を、工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封かんして、入札公告に掲げる入札書等の提出期間内に、入札公告に記載の入札等担当部局に示す場所へ持参すること。
- 3 一般競争入札の場合は、電子入札実施要綱第3条第2項第3号における代表者等により入札を行う。また、指名競争入札にあっては、直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において入札を行う。なお、代理人による入札は認めないものとする。
- 4 入札書は、電子入札実施要綱の様式第9号（その1又はその2）によるものとする。
- 5 紙入札した者は、当該入札の開札に立ち会わなければならないこと。当該入札者が代理人を立ち会わせるときは、立ち会い及びくじ引きに係る委任状を提出すること。
特定建設工事共同企業体の場合の前述の委任状は、紙入札における手続きを準用する。なお、開札に立ち会わない者のした入札は無効とすること。
- 6 県の職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。
- 7 提出期間内に提出しなかった者は、一般競争入札の場合は不参加とし、指名競争入札にあっては入札を辞退したものとみなすこと。
- 8 本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。

☐ 承認しません。

理由（

）

（注意事項）

- 1 承認区分（承認・不承認）のいずれかを選択。
- 2 事前審査型一般競争入札の場合は、1中「事後審査型一般競争入札参加申込書」とあるのは、「競争参加資格確認申請書」と改める。
- 3 事後審査型一般競争入札参加申込書（事前審査型一般競争入札にあっては、競争参加資格確認申請書）を電子入札システムにより提出済の場合は、1を削る。
- 4 指名競争入札にあっては、「入札公告」とあるのは「入札執行通知」に改める。さらに1を削り2を1とし3から8までを1ずつ繰り上げる。

事後審査型一般競争入札参加申込書

年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記の工事に係る入札に参加したく、申し込みます。
なお、公告された資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所

事後審査型一般競争入札参加申込書

年 月 日

契約担任者 様

共同企業体の名称
代表構成員の住所、
商号・名称及び
代 表 者 名

印

その他の構成員の
住所、商号・名称
及 び 代 表 者 名

印

下記の工事に係る入札に参加したく、申し込みます。
なお、公告された資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所

事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書

年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記の工事に係る競争参加資格審査を受けたいので、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日

2 工事番号
工事名

3 工事場所

4 提出書類

- (1) 公告記載の工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し。
- (2) 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。
- (3) 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第3号）及びその添付書類。
- (4) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類。

事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書

年 月 日

契約担任者 様

共同企業体の名称
代表構成員の住所、
商号・名称及び
代 表 者 名

印

その他の構成員の
住所、商号・名称
及び代表者名

印

下記の工事に係る競争参加資格審査を受けたいので、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日

2 工事番号
工事名

3 工事場所

4 提出書類

- (1) 公告記載の工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し。
- (2) 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。
- (3) 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第3号）及びその添付書類。
- (4) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類。

様式第8号(第6条の2第2号関係)

入札執行通知書(電子入札における紙通知用)

年 月 日

様

契約担任者 印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえ、参加されたく通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工事日数等 年 月 日限り 又は 日間
- 5 現場説明の日時場所
- 6 入札書等の提出期間 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
及び提出先 長崎県〇〇振興局〇〇部〇〇課
- 7 開札の日時場所 年 月 日 時 分から
長崎県〇〇振興局〇〇入札室
- 8 入札保証金 免除する。
- 9 最低制限価格 設定
- 10 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- 11 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
- 12 入札の無効 長崎県建設工事電子入札実施要綱に定める第13条の2第6項、第27条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに13、14、15、21、22及び23に定める内容に違反したとき。
- 13 本通知中の企業情報について誤りがある場合は、電子入札参加申請情報の変更を行っていないか、ICカードの登録を行っていない可能性があります。入札書提出前までに速やかに手続きを行うこと。
(手続き等については、電子入札ヘルプデスクに問い合わせること。)
- 14 工事費内訳書を入札書の提出期限前までに、入札書と併せて提出すること。
- 15 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)において行い、代理人によるものは認めないものとする。
- 16 直接指名を受けた者は当該入札の開札に必ず立ち会わなければならない。ただし、その者が代理人を立ち会わせるときは、立ち会い及びくじ引きに係わる委任行為を示す委任状を提出すること。
- 17 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
- 18 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。
- 19 入札書受付締切日時までに入札書の提出がない場合については入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退とみなす。
- 20 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 21 配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置技術者は、当該入札者と入札執行日より前に連続して3か月以上の雇用関係になければならない。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。
- 22 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。
- 23 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- 二) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札執行日を含めて連続して3か月以上)にあること。
- 24 「工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
- 25 その他入札及び契約等に関する事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則及び長崎県建設工事電子入札実施要綱の定めるところによる。
- 26 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事である。
- 27 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象案件である。なお、本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。
- 28 特記事項
 - (1) 設計図書等については、入札書投函開始日の前日17時まで(ただし、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く)に発注機関から入手すること。なお、設計図書等を入札書投函開始日の前日17時までに発注機関から入手していない者及び入手した設計図書等を当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧

に供した者の行った入札は無効となる。

29 落札者が、契約締結日の前日までの間に、指名基準のいずれかに抵触した場合、契約を締結しない。

※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別の金額を明示願います。

工事費内訳書の合計額は、必ず入札額と同額とします。

(注意事項) 本様式は、建設工事で最低制限価格を設定し、技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事の例となっているため、次の場合は以下のように読み替える。

(1) 技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事に該当しない場合は、26 を削り 27、28 を1ずつ繰上げ 26、27 とする。

(2) 技術者の事前届出ありの場合。

21 中「配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は」を「建設業法第26条第3項の規定により配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は」に改め、「さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置予定技術者は、当該入札者と入札執行通知日以前に連続して3か月以上の雇用関係になければならない。」を削る。

1) 上記(2)でリサイクル法対象工事

28を29とし、22から27を1ずつ繰り下げ、22として次を加える。さらに12中「13、14、15、21、22及び23」とあるのは「13、14、15、21、23及び24」に読み替える。

22 入札に参加しようとする者は、前項に規定する配置予定技術者について別紙配置予定技術者の届出書及び配置技術者と3か月以上の雇用関係を証する書面を、郵送にて入札の3日前まで（長崎県の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く）に届けること。

2) 上記(2)でリサイクル法対象工事に該当しない場合。

26を削り22から25を1ずつ繰り下げ、上記の22を加える。さらに12中「13、14、15、21、22及び23」とあるのは「13、14、15、21、23及び24」に読み替える。

入 札 書（電子入札における紙入札用）

年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記工事を請け負いたいのので、下記金額をもって入札します。

記

¥

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 市（郡） 町 地内

4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り

- 備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ梢することはできない。
- 3 開札に代理人が立ち会う場合にかかわらず、一般競争入札の場合は、電子入札実施要綱第3条第2項第3号における代表者等の記名押印をおこない、指名競争入札にあっては、直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）の記名押印とする。

入 札 書（電子入札における紙入札用）

年 月 日

契約担任者 様

共同企業体の名称
代表構成員の住所、
商号・名称及び
代 表 者 名

印

その他の構成員の
住所、商号・名称
及 び 代 表 者 名

印

下記工事を請け負いたいのので、下記金額をもって入札します。

記

¥

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市（郡） 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り

- 備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ梢することはできない。
- 3 開札に代理人が立ち会う場合にかかわらず、電子入札実施要綱第3条第2項第3号における代表者等の記名押印とする。

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
第1 趣旨 この要領は、長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定。以下「<u>参加者格付要綱</u>」という。）第2条ただし書きを適用し、長崎県の離島地域における長崎県土木部が発注する建設事に係る入札において、管内業者に受注機会を与え、管内業者の経営の安定及び向上を図り、もって離島地域の安全安心及び雇用の確保に寄与することを目的とした指名競争入札（以下「<u>地域力保全型指名競争入札</u>」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。 第2 用語の定義 (1) 離島地域 五島振興局管内、上五島支所管内、杵岐振興局管内及び対馬振興局管内をいう。 (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。 (3) 営業所 建設業法第3条第1項に定める営業所をいう。 (4) 主たる営業所と同等の営業所 「県内業者の営業所の取り扱いについて」（平成27年12月22日付け27監第164号及び27建企第494号）の規定に基づき承認された営業所をいう。	第1 趣旨 この要領は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和29年11月20日制定。以下「<u>合理化要綱</u>」という。）第2条ただし書きを適用し、長崎県の離島地域における長崎県土木部が発注する建設事に係る入札において、管内業者に受注機会を与え、管内業者の経営の安定及び向上を図り、もって離島地域の安全安心及び雇用の確保に寄与することを目的とした指名競争入札（以下「<u>地域力保全型指名競争入札</u>」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。 第2 用語の定義 (1) 離島地域 五島振興局管内、上五島支所管内、杵岐振興局管内及び対馬振興局管内をいう。 (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。 (3) 営業所 建設業法第3条第1項に定める営業所をいう。 (4) 主たる営業所と同等の営業所 「県内業者の営業所の取り扱いについて」（平成24年12月26日付け24監第259号及び24建企第491号）の規定に基づき承認された営業所をいう。

(5) 管内業者 発注機関の管内に主たる営業所がある建設業者をいう。 ただし、主たる営業所と同等の営業所を含む。 (6) 指名競争入札 通常型指名競争入札をいう。 第3 対象となる建設業者 離島地域において、<u>参加者格付要綱</u>第5条に基づき、土木一式工事のA等級に格付された管内業者。 ただし、五島振興局及び上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された管内業者も対象とすることができる。 第4 略 第5 地域力保全型指名競争入札での発注 (1)、(2) 略 (3) 入札参加者の条件 ①～⑧ 略 ⑨ 削除	(5) 管内業者 発注機関の管内に主たる営業所がある建設業者をいう。 ただし、主たる営業所と同等の営業所を含む。 (6) 指名競争入札 通常型指名競争入札をいう。 第3 対象となる建設業者 離島地域において、<u>合理化要綱</u>第5条に基づき、土木一式工事のA等級に格付された管内業者。 ただし、五島振興局及び上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された管内業者も対象とすることができる。 第4 略 第5 地域力保全型指名競争入札での発注 (1)、(2) 略 (3) 入札参加者の条件 ①～⑧ 略 ⑨ 受注者は、<u>下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</u>
---	---

第6 その他 この要領に定めのないものについては、指名競争入札に係る諸規定を適用するものとする。なお「県内業者の営業所の取り扱いについて」は、契約年度の前年度における同様の通知と読み替える。	第6 その他 この要領に定めのないものについては、指名競争入札に係る諸規定を適用するものとする。
--	---